

デジタル空間における情報流通の諸課題への対応に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ（第5回）

1 日時 令和8年6月2日（火）17時00分～18時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

曾我部主査、石戸構成員、上沼構成員、水谷構成員、米田構成員
鶴田構成員（ご欠席）

（2）オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、こども家庭庁成育局安全対策課、経済産業省商務情報政策局情報経済課

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、中村情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、寺本国際戦略局参事官、時枝情報活用支援室長、田熊情報流通振興課課長補佐

4 議事

（1）第一次報告書（案）について

（2）意見交換

（3）その他

【曾我部主査】

定刻となりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第5回会合を開催いたします。本日はご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。議事に入る前に事務局から連絡事項をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

【田熊補佐】

事務局でございます。本日の会議は公開とさせていただきますこと、ご了承いただければと思います。次に Web 会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては Web 会議システムによる音声及び資料投影となり、傍聴者は発言ができない設定としております。また記録のため録画をさせていただきます。本日の会合は構成員6名のうち、鶴田構成員が欠席でございます。また、米田先生はこれからお入りになる予定でございます。また本日の資料につきましては、資料5及び参考資料5の2点となります。万一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。事務局からは以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では本日の議事に入りたいと存じます。本日の議事は3点ありまして、1つ目として第一次報告書（案）について、2つ目が意見交換、3つ目がその他となります。議題1の前に参考資料5について、ご報告があるというふうにお聞きしておりますので、こちら事務局からよろしくお願いいたします。

【田熊補佐】

事務局でございます。参考資料5、G7 デジタル・技術大臣会合についてご報告をさせていただきます。

G7 デジタル・技術大臣会合の成果文書についてでございます。本年の6月15日から17日まで、3日間、フランスにおいてG7 サミットが開催を予定しております。それに先立ちまして、5月29日にG7 デジタル・技術大臣会合がフランス・パリで開催されました。こちらにつきましては、当省、堀内総務副大臣が現地でご出席いただいております。こちらの会合で発出されました2点、G7 デジタル・技術閣僚宣言、青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義する G7 共通原則についてご説明いたします。まず1つ目、閣僚宣言についてご説明いたします。全部でトピック4つございます。そのうち一番下の④、青少年のためのより安全・安心なデジタル空間の構築についてでございます。主な内容は、青少年の身体的、精神的、認知的な健康と発達を保護するため、青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義する G7 共通原則を支持するというものでございます。また、青少年が利用するデジタルサービスに関する科学的知見・評価を強化するための科学的イニシアティブの構築に向けた議論を議長国であるフランスが主導していくといったことで閣僚宣言がまとめられております。

続きまして2つ目は共通原則でございます。こちら全部で7つございます。上から順番

に、年齢確認については青少年の体験に不可欠であること。続いてセーフティ・バイ・デザインのアプローチが重要であること。児童の性的虐待コンテンツ、あるいは同意に基づかない私的な画像の生成の防止。ペアレンタルコントロール・ツールの利用。情報リテラシーの強化。リスクの管理・評価・低減の実施。最後がデジタルサービスの提供者と関連ステークホルダーの協力で、こちらが安全で安心なデジタル空間の構築に必要といったことで、この7つが共通原則としてまとめられたものでございます。こちらの内容は本WGの報告書の方向性にも即しているものと考えております。今回の第一次報告書（案）に、ぜひこちらのG7の大臣会合の内容を追加させていただければと考えておりますので、その点も含めて第一次報告書（案）のご議論の際にご意見ありましたら、お願いできればと考えております。参考資料5についての説明は以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。では続きまして議事の1に入ります。第一次報告書（案）について、資料5に基づきまして、引き続き事務局の方からご説明いただきます。

【田熊補佐】

資料5、青少年保護ワーキンググループ第1次報告書（案）についてご説明をさせていただきます。全部で50ページほどありまして、全部説明すると長くなってしまいますので、要点を絞ってご説明をさせていただきます。目次ですが、項目が5つございます。そのうち1から3までが事実関係についてまとめた内容となっております。4が本会合における議論で、最後が5、今後の進め方についてでございます。1と2と3は、これまでご議論いただきました内容を改めて掲載しているものですので、説明については割愛させていただきます。

説明は4の本会合における議論からさせていただければと考えております。本会合における議論につきましては、前回、第4回青少年WGの論点整理をベースとしてまとめたものでございます。内容につきましては基本的には前回の論点整理からまとめたものですので、そこから第4回会合の議論を踏まえて修正したものを中心にご説明できればと考えております。

まず1つ目が（1）、検討の基本的方向性でございます。こちらは前回の論点整理の記載をそのまま掲載しているものでございます。

続きまして（2）、本会合における共通認識でございます。これ以降、これまでご発言いただいた構成員のお名前と発言内容を掲載しております。その下に、それらのご議論、ご発言を踏まえ、本会合として求める取り組みをまとめているものでございます。共通認識につきましては、これまで発言いただきました内容をまとめたものでございます。

38ページでございます。認識としてまず1つ目、全般的な内容でございます。こちら基本的には前回の資料のまとめでございますが、変更点を中心にご説明いたします。全般の1つ目でございます。青少年の発信、創作、参加といった権利あるいはウェルビーイングも必要な観点であるといったところは、これまで議論いただいたところではござい

すが、改めて前提として、青少年の安心・安全の確保を前提にといったところを改めて記載を追加したものでございます。

続きまして環境変化についてでございます。1つ目の丸についてです。環境整備法の制定時と現在の状況は異なるといったところがございます。リスクの多様化があるということで、現代の環境に対して現行の制度では限界があるといったところを追記しているところがございます。その他、共通認識といたしましてリスクの多様化、青少年保護を取り巻く関係者について記載しているものでございます。

続いて(3)、プラットフォームサービスの設計上の青少年保護措置についてでございます。こちら大きく3つございます。まず1つ目が①として保護措置の在り方についてでございます。こちらにつきましても前回の論点整理からの変更点を中心にご説明いたします。こちらの保護措置の在り方につきましては、40ページの白丸の2つ目でございます。各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する機能制限、保護措置、必要なりテラシー等の公表を求めというところはこれまで議論いただいたところです。前回の議論を踏まえまして、それを事業者外部から再評価する仕組みを構築すべきではないかといったところを追記しております。

続きまして41ページでございます。事業者に対し、安全設計に取り組むインセンティブを作る仕組み作りを検討すべきではないか、こちらは前回の会合の中で、事業者が安全設計に積極的に取り組むための仕組み作りが必要ではないかといった発言を踏まえて追記したものでございます。5行目も新たに追記した内容でございます。リスクの再評価に当たって、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか。こちらは再評価に当たっての検討事項として前回の議論を踏まえて追加したものとなります。

続いて②、保護措置の前提となる年齢確認についてでございます。多くの事業者がSNSサービスを利用する時に利用者が自己申告となっている状況を踏まえまして、年齢確認の厳格化を検討すべきではないか、まさにその上にありますとおり、年齢確認が保護措置の前提となっているということで、厳格化を検討すべきではないかといった前回の議論を踏まえて追記した内容です。続いて丸の2つ目でございます。一部追記したものでございます。年齢確認について、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのかということで、これまで実行性ですとか、プライバシー、セキュリティ上の問題について考慮した上でといったところでしたけれど、前回の議論の中で、諸外国の動向も踏まえつつ、例えばEUの年齢認証のアプリなど諸外国の動きも踏まえつつといったところ、あるいは当然ユーザーの利便性が損なわれないようにすべきといった観点もありましたので、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性も考慮すべきといったところを追記したものでございます。また最後のところでございますが、確認の段階、方法、レベルについて検討すべきではないかといったところも前回の議論を踏まえて追記した内容です。

続いてその下、3つ目の丸でございます。利用規約上の使用適正年齢をすり抜けてしま

った場合の保護措置の実装についてもということで、こちらはいくら年齢確認の厳格化をしてもすり抜けてしまう可能性はあり得るところでございますので、既に一部の事業者で実施されているような、すり抜けた後にAIなどで検知を行いまして、身分証の提示を求めるなどの対応を求めている事業者がいますので、そういった対応を事業者に求めることも検討すべきではないかといったところを改めて追記した内容でございます。

続きまして保護措置の初期設定についてでございます。43ページでございます。丸が4つございまして、一番下の4つ目を追記いたしました。リスク評価の検討に際しては、サービス設計に関わる機能が初期設定で制限されているかといった観点も取り入れるべきではないか。リスク評価につきまして今後検討する必要がありますが、その際、初期設定がきちんとされているか、それに応じて制限されているかといったところもリスク評価の観点として取り入れるべきではないかといった前回の指摘を踏まえて追記したものでございます。

続きまして(4)、アプリストアのレーティングについてでございます。アプリストアについて、これまでの論点整理の内容をそのまま引用しておりますが、最後2行を追記してございます。アプリのレーティングについて今後検討するに際しましては、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか、検討すべきではないかといったところを追記したものでございます。

続いて(5)、フィルタリング機能を含む技術的手段についてでございます。丸の2つ目です。発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS事業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ、技術的保護として提供を義務付けるべきではないかといったところを一部追記しております。まさに記載のとおり、OS事業者が提供しているAppleで言いますとスクリーンタイム、Googleで言いますとファミリーリンクというペアレンタルコントロール機能の有用性を踏まえまして、これまで「位置づけるべきではないか」といった記載にしておりましたが、前回の指摘を踏まえ「提供を義務付けるべきではないか」と一部記載の修正をしております。

続きまして(6)、携帯電話事業者による各種確認についてでございます。まず1つ目、新たに追記したものです。現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきあるが、端末の購買形態の多様化を踏まえた上で改善を促す取り組みを検討すべきではないか。環境整備法ができた当時はキャリアショップでの購入が主だったと思いますが、現行法上はオンラインでの購入や中古端末での購入など購買形態が多様化しているといった状況もございまして、そういったところも踏まえた上で改善を促す必要があるのではないかとということで追記したものでございます。

続いて2つ目の丸、こちらも新たに追記した内容です。携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討と合わせて検討

すべきではないかといったものでございます。こちらはこれまでも議論いただいたところではございますが、いわゆる LINE が活用しているような、携帯電話事業者が取得した年齢情報の活用といったものがございまして、年齢確認手法を検討するにあたっては選択肢の1つとして考えられるかと思っておりますので、そちらについても年齢確認手法を踏まえた上で検討していきたいということで追記したものです。

最後、(7)、その他でございます。まず1つ目がリテラシーの向上でございますが、こちらは前回の資料からの修正は特段ございません。最後②、スマホソフトウェア競争促進法関係でございます。一部記載を追記しております。こちら公正取引委員会が所管する法令でございますが、選択したブラウザによってはフィルタリングサービスのための専用ブラウザよりも選択したブラウザが優先されてしまう状況を確認してございますので、必要に応じて注意喚起を行うなどの対応が必要ではないかといったところを追記したものでございます。4番についての説明は以上です。

最後5、今後の進め方でございます。最初はこれまでの時代の背景も含めて記載しているもので、2行目にありますとおり、青少年有害情報の閲覧を防ぐことが中心であった時代から、多様化、複雑化してきている、時代が変わってきているということを記載しております。また7行目にありますとおり、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスのみで対応し続けることは困難であるというところでもございまして、青少年のインターネット利用に関わるもの全てがいわば総力戦として挑むべき課題であるということで記載しております。続きまして10行目でございます。青少年保護を目的に各関係者がそれぞれの責任として果たすべき事項がまさにこの報告書でございます。その実施に当たっては、さらに検討を要する事項もあるということで次の行以降に記載しております。1つ目が、プラットフォームサービスのリスク評価に際して何を評価項目とすべきかについては多面的に検討すべきであると記載してございます。また16行目でございます。年齢確認の厳格化の検討に当たっては、実現可能な技術・仕組みによる方法を検討すべきであると記載しております。続いて19行目でございます。それら各関係者の具体的な取り組み内容について今後整理が必要と考えてございますけれども、どのような形で必要な取組を求めるかについても検討すべきであると。この辺りはこども家庭庁の方でも議論されておりますけれども、実効性を担保するための措置が不可欠であるといったことを改めて記載しております。最後、結びでございますけれども、これらの課題については一日も早く青少年の安心・安全なインターネットの利用について具体的な取組を開始すべきであるという形で最後を結びとして記載しております。第1次報告書(案)についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。そうしましたら議事の2の意見交換に移りたいと思います。ただいまの事務局からのご説明と資料5の内容につきまして、構成員の皆様からご意見、ご質問等をいただければと思います。特に修正すべきだといったようなご意見があ

りましたら、ぜひお出しいただければと思いますがいかがでしょうか。これは、先ほどご説明ありましたように G7 の今回の文書については、今ご説明いただいた分にはまだ反映されていないので、こちらは反映予定ということかと思えます。では石戸構成員お願いいたします。

【石戸構成員】

大変丁寧にまとめていただき、ありがとうございます。報告書にも記載されているとおり、本ワーキンググループでは、青少年が安全・安心にデジタル環境を利用できる環境を整備するとともに、その利活用をどのように促進していくかという幅広い観点から議論が行われてきたと認識しています。一方で、ゴールデンウィーク前後の報道を見ると、あたかも本ワーキンググループにおいて規制強化の方針が固まったかのような受け止められ方をしているものもあり、少し違和感を覚えました。事務局にも確認したところ、一部には事実関係と異なる報道もあったとのこと。もちろん、ここで報道内容そのものについて議論するものではありませんが、本会合でどのような議論が行われ、その趣旨が何であったのかが正しく伝わるような発信は重要ではないかと感じています。特に本テーマは社会的関心も高く、規制に関する議論はセンシティブに受け止められやすいことから、なおさら重要だと思います。その観点から、「年齢確認の厳格化」という表現について少し懸念があります。この表現は強いフレーズであり、今回の報道のされ方も踏まえると、その部分だけが異なる意図で独り歩きしてしまう可能性を懸念しております。丁寧に読めば、本会合が単に年齢確認の強化のみを目的とした議論ではないことは理解できます。実際には、年齢確認の強化やリスクに応じた機能制限の公表をプラットフォーム事業者に求める意見があった一方で、その実効性や実現可能性、さらにはプライバシーやセキュリティへの配慮に関する意見も数多く出されていたと認識しています。私自身、本会合では非常に丁寧な議論が行われてきたと受け止めています。そのため、今後まとめの文書等を作成される際には、一部の表現のみが切り取られて受け取られることのないよう、記載ぶりには留意いただければと思います。年齢確認は重要な論点ですが、年齢確認そのものを目的化するのではなく、サービスごとに異なる設計や特性、リスク構造を踏まえながら、年齢に応じた適切な保護措置を実現するための手段として位置付けられていることが伝わるのが重要だと考えています。その意味では、一律に年齢確認を強化するという印象を与えるのではなく、「サービスごとに異なる設計や特性などを踏まえた保護措置の在り方」という文脈が伝わるような記載としていただくことで、誤解を招きにくくなり、本会合での議論の実態にもより即したものになるのではないかと思います。報道を見ていて感じた点としてコメントさせていただきました。以上です。

【曾我部主査】

確におっしゃるとおりの部分があるかと思えます。例えばですが、41 ページの 9 行目あたりに「使用適正年齢はサービス提供上の保護措置の前提であるにもかかわらず」とあ

って、このあたりをもう少し詳しく記載する。要するに、年齢確認をすることで一律禁止に結びつくのではないかという誤解が一部にあるのを払拭する必要があるというご指摘であったかと思います。

【石戸構成員】

そうですね。本会合でも、サービスごとに異なる設計や特性を踏まえた対応が必要であり、一律の措置を求めるべきではないという議論がなされていたと理解しています。また、年齢確認そのものが目的なのではなく、年齢に応じた適切な保護措置を実現するための手段として位置付けられていたと思います。

【曾我部主査】

そうですね。確かに保護措置の前提という見出しにもそう書いてあるので、これを読んでいただくあまり誤解はないのかなと思いつつも、なかなかここまで読まれない可能性があるということですね。そうしますと、報告書自体の書きぶりというよりは、その打ち出し方というのでしょうか。

【石戸構成員】

そうですね。今後公表される概要資料や1枚もののサマリーなどにおいても、その趣旨が誤解なく伝わるような表現をご検討いただきたいという意図です。例えば、サービスごとの特性やリスク構造を踏まえた保護措置の議論であることが分かるような説明を添えていただくとよいのではないかと思います。

【曾我部主査】

ありがとうございます。そこは全くおっしゃるとおりだと思いますので、報告書の修正というよりは、今後まとめなどをしていく時に、誤解のないようにご配慮いただくということを事務局をお願いしたいと思います。ありがとうございます。では続きまして、水谷構成員お願いいたします。

【水谷構成員】

水谷でございます。私も今、石戸構成員がおっしゃった違和感と同じものを感じているところでして、うまく伝わっていない要因の1つは、年齢制限と年齢確認の話をごっちゃにしておられる方が多いのではないかという点にある気がします。オーストラリアのような一律の年齢制限を課すという話と、年齢確認を厳格化するというのは本来別の話なのですよね。年齢制限を課す場合にも年齢確認は必要ですが、他方で保護措置を行うためにも年齢確認をしなければいけません。用語的にも似ているので混同されているのではないかと感じたところがあります。ですので、もし可能であれば、報告書に直接入れられるかは分かりませんが、概要版を出されるならば、用語の一覧表というか、用語の定義というか、この言葉はこういう意味で使っていますよというようなことを、少し整理された方が良いのではないかと。年齢制限はこういう意味で、年齢確認はこういう意味であり、同じ話ではないですよ、というようなことをまとめていただいた方が、もう少しちゃんと皆様に伝わるのではないかと思ったのが1点です。

2点目は、報告書の中に入れていただくべきかどうかは議論があるところかもしれませんが、今後、親会に上がった段階でご議論いただくことになることだと思いますが、今回のようなリスク評価などの制度設計をしていくとなった時の、制度の対象となる事業者の範囲についてです。対象事業者や対象サービスをどのような条件で選定するかということも、現状で決める必要はないですけれども、論点にはなるのではないかと思います。パッと思いつくのは、情プラ法が大規模特定電気通信役務提供者という枠組みを新たに作り、指定されている事業者は、我々が議論してきた事業者とも被る部分が多いので、1つの候補になり得るか。しかも、あれらの事業者は利用者数や規模で判断しております。ただ、注意しなければいけないのは、私のような40代の人間が使っているソーシャルメディアのサービスと、今の10代の子たちが使っているソーシャルメディアのサービスには大きな差があるわけです。ソーシャルメディアと一言で言っても、実は全然違うサービスを使っている場合がある。ですので、全体の規模で見ればさほど利用者数が多くないサービスであっても、実はたくさんの子どもたちが使っているというサービスがあり得るし、逆に全体の規模としては大きいサービスだけれど、実際にはこどもたちはほとんど使っていないというサービスもあり得るわけです。ですから、この対象事業者をどういう条件で設定するのか、もっと言うとその大前提として、今の10代のこどもたちは一体全体どのようなソーシャルメディアを利用しているのかという、利用実態の調査も実は必要なのではないかと考えているところではありまして、そこは留意する必要があるのではないかと思います。

3点目ですが、リスク評価のお話がここでも入っておりますが、リスク評価をしたものを公表させるという形だけでいくのか、あるいは、EUなどのリスク評価のように、リスク評価をしてリスクが仮にあるならばちゃんと軽減措置を取りなさいというところまで求めていくのか、このどちらの方向でいくのかということも論点の1つかと思います。リスク評価をして透明化をして公表するという事自体も非常に重要で、保護者やこども自身にとっても、どのサービスにリスクがあるのかを知った上でサービスを利用するという意味で非常に重要ですので、ある意味、そのサービスの設計を市場からインセンティブをつけて良いサービス設計にしていくという方向になると思います。一方で、軽減措置まで求めるという話になると、市場ではなく、もう少し公的機関のエンフォースメントを背景に安全設計の方に促していくという方向になると思います。現状だとリスクの評価としか書かれていないように読めるので、これは事務局にも確認が必要かもしれませんが、リスク評価とはどこまで求めたものなのか、軽減措置まで求めたものなのか。もし求めているのであれば、そこも論点にはなり得るのではないかと考えた次第です。私からはとりあえず以上です。

【曾我部主査】

重要なご指摘ありがとうございます。特に2点目と3点目、2点目は対象事業者の問題、3点目は具体的にどのような措置を求めるのかということで、3点目については40

ページの下あたりの話でしょうか。公表だけを求めるのか、あるいは実際の程度求めるのかというあたりも含めて、まずは報告書の記載の趣旨を事務局の方に補足していただくということではいかがでしょうか。事務局の方、いかがでしょうか。

【田熊補佐】

事務局でございます。ご指摘いただきましてありがとうございます。まさに、ご指摘いただいたところは、曾我部主査に拾っていただいたところに書いてあるとおりにかと思っております。最後、5の今後の進め方にもありますとおり、そのあたりについては、こども家庭庁を含めた関係省庁との検討が必要であると事務局としても理解しております。ありがとうございます。

【曾我部主査】

そうしますと、これ40ページの33行目を見ると「機能制限、保護措置の公表を求め」ということですので、保護措置を必ず取らなければいけないというわけでもなくて、保護措置があるのであれば公表するという、情プラ法の公表の在り方と似た感じになっておりますが、このような読み方でよろしいのでしょうか。事務局の方に確認したいです。

【田熊補佐】

ご発言のとおりでございます。ありがとうございます。

【曾我部主査】

ということなのですが、水谷先生いかがでしょうか。

【水谷構成員】

もちろん、この後、親会での議論があると思いますから、ここで全部決めるわけではないというのは私も承知しております。ただ、軽減措置の部分も論点としてはあり得るのかなと思うので、ここに入れるか後ろの今後のところに入れるかは別にして、論点としては検討の余地があるというふうにしてもらっても良いのではないかと私個人は思いました。が、そこは最終的には事務局などにお任せしたいと思います。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。それから、2点目の対象事業者についても、この場ではあまり議論になってないですけども、こちらは全体の議論に委ねることになっているということでもよろしいのでしょうか。事務局の方でご回答いただいてもよろしいのでしょうか。事務局に補足をお願いしたいのは、対象事業者の議論については、全体の議論に委ねるという主旨で、ここでは触れないということでもよろしいのでしょうか。

【寺本参事官】

対象事業者につきましては、新しいご意見、ご指摘だと思われますので、ワーキング終了後、座長にご相談させていただき、記載を追記する形にさせていただければと思います。報告書(案)の中には黒ボツでこれまで構成員の皆様方のご指摘やご意見を入れておりますので、本日いただいた先ほどの石戸先生のご指摘や水谷先生のご指摘を追記し、それに応じる形で白丸の部分も追記をしたいと思っております。また、先ほど評価と軽減措

置を求めるのかという点につきましては、まさにこの40ページの32行目から35行目のところで意図しておりまして、リスクの軽減措置という意味でリスクから保護する措置という形で記載をしております。そのリスクがちゃんと保護措置と対応しているかどうかというの、公表されたものを再評価する過程でしっかり見ることはできないのではないかと考えておりますので、この点でご理解をいただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いたします。

【曾我部主査】

ありがとうございます。私から1点気づいたこととして、この年齢確認の話なのですが、使用適正年齢という言葉が数多く使われていて、これが何を指すのかっていうのは、これは事業者の定めている最低年齢のことを指しているということでしょうか、事務局に確認したいのですがよろしいでしょうか。

【田熊補佐】

はい、事務局でございます。ご指摘ありがとうございます。曾我部先生ご指摘の通りでございます。まさに利用者が利用規約上で定めるいわゆる最低年齢でございます。使用適正年齢について、こういう意味だということはこの第一次報告書（案）の注記でも記載しているところでございます。

【曾我部主査】

その年齢確認というのは、例えば41ページの8行目「保護措置の前提となる年齢確認」があって、9行目で「使用適正年齢はサービス提供上の保護措置の前提であるにもかかわらず」とあるのですけれども、この使用適正年齢、例えば13歳というのは、要するにアプリを使えるかどうかの年齢なわけですね。その後13歳から17歳、18歳までの間には、利用はできるけれども保護措置が適用されるという年齢があるのですけれども、そこがやや混同されている部分があるのではないのでしょうか。例えば今指摘した41ページの9行目、10行目は「使用適正年齢はサービスの保護措置の前提であるにもかかわらず」とあるのですが、これは若干先ほどの説明からすると違和感があって、使用適正年齢はそもそも利用できるかどうか、ということです。保護措置は、使用適正年齢が下限で、その後17、18までが保護措置なので、年齢確認というと二段階あって、青少年かどうかという確認と、事業者が定めるここでいうところの適正年齢と二段階あって、適正年齢であればそもそもアプリが使えないという年齢ですし、未成年かどうかというのは保護措置が求められる年齢ということです。年齢には2種類あって、かつ効果もちがうと。ここでいうところの年齢確認がどちらを指すのかが文脈によって変わってくるので、記述を整理する必要がある気もしたのですがいかがでしょうか。

【田熊補佐】

はい。ご指摘いただきありがとうございます。まさに2段階あるかなと思ひまして、両方組み込み得る形になっているかなと思ひますので、きちんと書き分ける形で修正できればと思ひます。修正については、曾我部主査とご相談させていただければと思ひます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。そもそも使用適正年齢を制度上設定するのかということも含めてあるのかなと思います。また相談させてください。上沼先生いかがでしょうか。

【上沼委員】

先ほど年齢確認や事業者の話になっておりましたので、それについて意見を述べます。まず、事業者のリスク評価に関して、事業者はサービスの年齢設定をしているはずですから、そのサービスの年齢設定をしている以上は、そこに入ってくるユーザーの年齢確認をしてくれという意味で、年齢確認と私は申し上げました。水谷先生のおっしゃっている年齢制限と年齢確認を混同する人がいるとはちょっと思わなかったです。そういう意味で、今、曾我部先生がおっしゃっている年齢確認の意味が、もしかしたら少し混同されていたかもしれないと思いました。

あと、対象事業者の関係ですが、本当に水谷先生がおっしゃるとおりで、大勢に使われていても、こどもが使っているかは分からないところがあります。それを何らかの形で吸い上げる仕組みがあった方が良く思っております。例えば、第三者機関をうまく使えると良いのではないかと私は思っておりまして、事業者に対してリスクの評価とリスク軽減措置を自分たちで考えて公表してもらおうとした上で、第三者がそれを評価できる仕組みとか、何か文句が言える仕組みがきちんとあった方が良く思っております。その第三者の機関が、その指定事業者というか、リスク評価などを公表するためのサービスであると、こどもがよく使っているサービスである、青少年に対して影響の強いサービスであるということを勧告したり提案したりする仕組みのようなものが良かったと考えております。それが例えば相談機関などであれば、相談を受けているということが分かるので、そこから吸い上げるような繋げる仕組みがあると、官公庁の方で頑張っただけで探さなくてもうまく回るのではないかと考えている次第です。とりあえず事業者の関係では以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。評価の話も原文案にも出てきていて、そういう意味では、リスクを公表するだけではなくてそれを評価するというプロセスもあると。そういう中で情報収集機能なども必要になってくるということですので、今ご指摘のような点も踏まえられれば良いのではないかと伺いして思いました。ありがとうございます。まだいろいろ検討すべき点があるように思いますが。いかがでしょうか。

【米田構成員】

石戸構成員のご指摘通り、これまでの議論を踏まえて内容をいかに分かりやすくまとめるかが重要なポイントだと考えています。

リスク管理に関しては、トラブル発生時のアセスメントを再検証し、サードパーティなどを効果的に活用することが求められます。

その上でリスクをしっかりと可視化し、保護者や利用者に伝わる『レーティング（格付

け)』などの指標とセットで提示できるかどうか、今後の鍵になるのではないのでしょうか。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【上沼委員】

事業者の責任の仕組みのところ、かなりバランスの話を考えていただいていると思います。携帯事業者のフィルタリングの話について、前から問題になっているのですが、本来、端末にきっちりかかればネットワーク側にはいらなと思っています。今後、効果と費用の考え方について、効果的なところについても検討してもらおうということを書いてもらって良いのではないのでしょうか。今の段階で外すというのは難しいかもしれませんが、個人的な意見を述べさせてもらえば、その分の費用を別に回してもらった方が良いと思います。携帯電話事業者がネットワークのフィルタリングにかけているお金を別のところに回してもらって、先ほどでいう評価をするための第三者機関などに回すための仕組みなどがあった方が、青少年の利用環境にとっては有効だろうと思う次第です。現在、義務付けについてしっかり書いていただいておりますが、現状の義務を軽減するというところまで視野に入れていただければと思います。

【曾我部主査】

要するに、46 ページの3行目のところで、OS 事業者に提供を義務付けるべきではないかとあるのに対応して、携帯電話事業者の義務を軽減すべきではないかと、そういうことです。それも、46 ページ3行目の続きに書いた方が良いということでしょうか。

【上沼委員】

本文に書けなければ、そういうことを含むということを脚注に書いていただいても良いのですが、要するにリバランスをもう少しドラスティックにするというニュアンスが入っても良いかと思ひまして。

【曾我部主査】

なるほど。そうしましたら、例えば上のところに各構成員のご発言が挙がっておりますので、今のご意見も各構成員のご意見というところに追記するという形ではいかがですか。OS 事業者に義務付けるということで、それはその先の話ということでもあるので、今回は上沼構成員のご意見という形で記載していただくということにしたいと思ひます。(5)に書くのか、(6)に書くのかというのはありますが、どちらかに書いていただくということにしたいと思ひます。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。特にないということでありましたら、改めてこの議事の2は以上とさせていただきます。議事の3ですけれども、全体を通じて構成員の皆様から何かございますでしょうか。ところで、この報告書の扱いなのですが、通常ですと主査にご一任をいただくということですが、今日は色々ご指摘もありましたので、短時間でも改めてメールベースで構成員の皆様に見ていただいた方が良いでしょう。事務局の方、いかがでしょうか。このまー

任でいくよりは、修文、修正した上で短期間でも見ていただいた方が良いかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【田熊補佐】

ありがとうございます。各構成員からいくつかご指摘いただいたかと思しますので、メール審議等で取り進められればと事務局でも考えております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では、今日のご議論を踏まえまして、私と事務局でご相談しまして修正をいたします。そちらをメールベースで構成員の皆様にご確認をいただいた上で、一旦このワーキングとしては確定をしまして、親会でありますデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会に報告をするという形にさせていただきたいと思っております。ということで、最後に事務局から何か連絡事項がありましたらお願いいたします。

【寺本参事官】

事務局でございます。曾我部主査をはじめ、構成員の皆様方には、5回にわたるご議論をいただきましてありがとうございました。本日いただいたご指摘も、しっかり第一次報告書（案）に反映した形で、メールにて審議いただきたいと思っておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。また、関係省庁の皆様、オブザーバーの事業者の皆様にも、資料の確認等で非常にご協力をいただきましてありがとうございました。次回の会合につきましては、またメール審議の際に、今後のスケジュールをお伝えさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。事務局からは以上となります。

【曾我部主査】

ありがとうございます。そうしましたら、以上をもちまして、青少年保護ワーキンググループの第5回会合を閉会いたします。本日は皆様、どうもありがとうございました。

【終了】